

添八側 警報なし津波 補足説明資料の修正箇所について

6/12 のヒアリングにていただいたコメントと、コメント以外の修正箇所は以下のとおりです。

【6/12 ヒアご指摘事項】

○資料の建付けについて、第Ⅰ編（申請の内容）、第Ⅱ編（適合性の確認）、第Ⅲ編（警報なし津波の審査の経緯）としてまとめること。第Ⅲ編については会合の断片的な情報だけでなく、検討のプロセスでなぜその結論にたどり着いたのか記載すること。第Ⅲ編については議論の順番に合わせて記載し、第Ⅱ編の記載につながるものとする。

⇒別紙「津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に関する補足説明資料の構成について」参照

○まとめ資料について、他条文における星取を更新し、対応を整理し、必要に応じて他条文のまとめ資料を追加すること。星取に際しては過去に審査されているかについて確認・整理すること。

⇒まとめ資料の冒頭に今回の変更に係る関連条文整理結果を記載。

○シミュレーションの非線形性・モデル比較等の解析のミスの有無について、品質管理の観点で確認を行い、結果をヒアリングにて説明すること。

⇒後日、ご説明予定。

○OP.23 の表 5 について、申請としては実力評価ベースの記載はできないことから既許可ベースが主体であるように修正すること。合わせて防潮ゲートの閉止手順については取水性と同様に外郭防護の対策であることを明記すること。

⇒第 3 編の 2 章の表 5 について、実力評価は「参考」である旨、追記。

○一般車両の運用のうち、別紙 4 に記載の内容が決定事項ではなく方針であることを示すこと。また、後続規制で成立性を確認する項目（方針）等を明記すること。

⇒第 2 編の別添 1 の補足資料 11 の冒頭に「退避運用の必要性和成立性は後段規制で詳細確認する。」旨追記。

○OP.149 燃料等輸送船の記載について、警報 + 荷役で緊急退避しないと記載されているが、その方針を第Ⅰ編で明確化すること。

⇒第 1 編の添八の 10.6.1.1.6 章において、荷役中に構外検知した場合の対応を記載。また、第 2 編の別添 1 の 2.5 章「d. 基準津波に伴う取水口付近の漂流物に対する取水性確保」に荷役中に構外検知した場合は退避せず、係留強化する旨、追記。

○防潮ゲートのトリガー設定（P.80 「7.1.1 背景」の第 3 パラグラフ）について、従来と異なり設工認にて検討する理由を第Ⅲ編で示すこと。

⇒第 3 編の 5.3 章として、「判断基準（トリガー）の網羅性・妥当性の確認及び入力津波設定に関する位置付けについて」を追加し、説明追記。

○OP.6 9 表 2 「多重性」という記載は「多重性・多様性」という表現に修正すること。同様の記載の誤記を

確認すること。

⇒第3編の6.3章の表2について、「多重性又は多様性」との記載に修正。

○潮汐変動については、現状示している期間だけでなくそれ以外の広い期間においても同様の傾向であることを示すこと。

⇒構内潮位計の「潮位のゆらぎ」については、第3編の5.2章に図24を追加し、具体的な算出方法を追記。構外潮位計の「潮位のゆらぎ」については、第3編の8.1章に図10を追加し、具体的な算出方法を追記。

【前回コメント一覧以外の修正箇所】

○第3編の「はじめに」の検討フローについて、「基準津波3, 4は、判断基準設定に使用するという特性を踏まえ、崩壊規模・破壊伝播速度の変更を前提とした波源として策定」する旨を追記し、修正。

○第3編の1.3章の表3について、チャンピオンケースのみでなく、2位以下の波源も追加。また、「潮位のばらつき」及び「高潮裕度」を考慮したものと、考慮していないものに分けて記載。

○第3編の3章について、各対策案のメリット、デメリット、防潮ゲート閉止の起因となる津波検知方法について、検知の不確実性に対する考慮が必要である旨を追記。

○第3編の5.1章について、本章の目的である、トリガーの妥当性・網羅性の確認について、敷地遡上・海水ポンプの取水性に影響を与える津波を網羅的に検知できるようにする根拠を追記。

○第3編の5.2章の(3)②において、2波目以降の増幅に関する詳細検討結果（会合資料と同等）を追加。

以上